

保健福祉課

<記載要領>

講じた措置の内容が完了した場合は完了した時期を、完了していない場合は完了予定の時期を記入してください。(記載例: 令和〇〇年〇月)

区分	項目	確認した事実	根拠・理由等	指摘事項の内容	講じた措置	完了(予定)時期
契約事務	執行伺書 (抽出・10/178)	1人の見積りとする場合の理由を「他業者取扱いなし」としているが、業務内容は、宛名プリント、封入封緘業務、発送であり、他業者の取扱いが無いような特殊な業務ではなかった。 (「がん検診推進事業に係る業務委託」1件)	田川市契約事務規則(昭和39年規則第4号。以下「契約事務規則」という。)第25条第1項「随意契約による場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、…」契約事務規則第25条第2項第2号「前項本文の規定により見積書を徴する場合において、契約の性質又は目的により次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を徴する者を1人とする事ができる。…(2)2人以上から見積書を徴することが適当でないとき。」	契約事務規則等の規定に基づき見積書を徴さない場合、見積書を徴する者を1人とする場合等に該当しなければ、2人以上の者から見積書を徴すべきである。	以後、契約事務規則等の規定に基づき、見積書を徴する者を1人とする場合等に該当しなければ、2人以上の者から見積書を徴すよう留意する。	令和6年3月
	契約書 (抽出・10/178)	予算措置がなされていない期間を含めた、契約の自動更新条項を定めているものがあつた。 (「放射線量測定委託契約」1件)	地方自治法第232条の3「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」	契約の期間は、予算の定めるところに従い行うべきである。	以後、規定に沿った契約等を行うよう留意する。	令和6年3月
		見積書を請書に代える場合の業者の記名押印がないものがあつた。 (「母子健康手帳の購入」、「がん検診推進事業に係る業務委託」及び「新型コロナウイルスワクチン接種ポスターチラシ作成」の計3件)	契約事務規則第32条第2項ただし書「ただし、随意契約の場合は、その設計書、見積書等に契約金額、契約不適合責任の期間、履行期限及び契約年月日を記入し、記名押印してこれを請書に代えることができる。」	見積書を請書に代える場合は、同見積書に必要事項を記入するとともに、契約締結業者の記名押印が必要である。	以後、契約事務規則の規定に基づき、見積書を請書に代える場合、業者の記名押印漏れがないよう留意する。	令和6年3月
		契約書に貼付する収入印紙の金額を誤っているものがあつた。 (「新型コロナウイルスワクチン追加接種(4回目接種)における接種券等の印刷及び封入業務委託」1件)	印紙税法第3条第1項「別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第五条の規定により印紙税を課さないものとされる文書以外の文書の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。」	印紙税法別表第一の「二 請負に関する契約書」のうち、二百万円を超え三百万円以下のものに該当するため、収入印紙の金額を千円とすべきである。	指摘を受けた後、正しい金額の収入印紙の貼付けを委託業者に指示し、修正を行った。以後、契約締結時における印紙税額に誤りがないよう留意する。	令和6年3月

保健福祉課

<記載要領>

講じた措置の内容が完了した場合は完了した時期を、完了していない場合は完了予定の時期を記入してください。(記載例:令和〇〇年〇月)

区分	項目	確認した事実	根拠・理由等	指摘事項の内容	講じた措置	完了(予定)時期
財産管理事務	備品の管理 (抽出・10/全件)	取得価格が10万円以上の備品において、重要備品として登録されていないものがあつた。また、10万円未満の備品において、重要備品として登録されているものがあつた。 (重要備品登録漏れ:R2購入「体組成計DC-13C」5件(備品番号:41786~41790)、R2購入「血圧計」3件(備品番号:41791~41793)、R2購入「タブレットPC」3件(備品番号:41794~41796)の計11件) (重要備品登録誤り:H25購入「カルテ収納棚」1件)	田川市財務規則(平成13年規則第14号)第39条第2項「前項第1号に規定する備品のうち、1品又は1組の取得価格が10万円以上のものは、重要備品とする。」	規定に沿った、取扱いが必要である。	指摘を受けた後、規定に沿った取扱いに改めた。以後、田川市財務規則の規定に沿った取扱いとするよう留意する。	令和6年3月
負担金、交付金、補助金及び交付金の支出状況	前金払に伴う報告 (抽出・10/23)	前金払を受けた者が行う会計管理者へのてん末の報告がなされていないものがあつた。 (「田川市食生活改善推進会助成金」1件)	田川市会計事務規則(平成13年規則第15号)第37条第2項「前金払を受けた者が、債務を履行したときは、そのてん末を書類により速やかに市長を経て会計管理者に報告しなければならない。ただし、…。」	前金払を行ったときは、事務事業実績報告書の提出を受けた後、会計管理者に対し報告を行う必要がある。	以後、田川市会計事務規則に基づき、前金払を行ったときは、速やかに会計管理者に報告するよう留意する	令和6年3月

※1 「項目」欄の()内は、確認方法(全件又は抽出)及び件数(全件件数又は抽出件数/全件件数)を記載

※2 「確認した事実」欄の()内は、具体的内容、件数等を記載